

2018 『どこでも宅建士とらの巻』 訂正表

平成30年7月19日

『どこでも宅建士とらの巻』ご利用の皆様

株式会社東京リーガルマインド

宅建試験部

この度は、弊社のテキストを愛読いただき、ありがとうございます。
 教材について一部訂正がありました。
 ご不便をおかけしますこと心よりお詫び申し上げます。

◆どこでも宅建士とらの巻

P11 〈当事者間の効力と善意の第三者に対する関係〉の表における 虚偽表示の右側欄	
訂正前	訂正後
空欄	×

P218 ・とらの巻 20 1の表の項目表記	
訂正前	訂正後
詐欺・強迫	宅地建物取引士証の提示・提出・返納義務

P337 ・とらの巻 6 【1 用途地域内にのみ定められるもの】の表（P336の表からの続き） 『特例容積率適用地区』	
訂正前	訂正後
一定の用途地域内（第一種低層住居専用地域・第二種低層住居専用地域・工業専用地域…）	一定の用途地域内（第一種低層住居専用地域・第二種低層住居専用地域・ <u>田園住居地域</u> ・工業専用地域…）



P338 ・下から5行目 『5 特例容積率適用地区』	
訂正前	訂正後
特例容積率適用地区とは、第一種低層住居専用地域・第二種低層住居専用地域・工業専用地域を除く…	特例容積率適用地区とは、第一種低層住居専用地域・第二種低層住居専用地域・ <u>田園住居地域</u> ・工業専用地域を除く…

P339 ・上から9行目 『5 特例容積率適用地区』(P338からの続き)	
訂正前	訂正後
第一種低層住居専用地域と第二種低層住居専用地域は低層住宅を建てる…	第一種低層住居専用地域・第二種低層住居専用地域・ <u>田園住居地域</u> は低層住宅を建てる…

P345 表中『特定用途制限地域』欄 『都市計画区域・区分なし』『都市計画区域外・準都市計画区域』	
訂正前	訂正後
○ (用途地域のみ)	○ (用途地域 <u>外</u> のみ)

P373 ・とらの巻 26 項目の表記	
訂正前	訂正後
<u>敷地面積の最低限度</u>	<u>斜線制限</u>

P373 ・とらの巻 26 表の右(北側斜線制限)の下	
訂正前	訂正後
<u>× t</u>	<u>×</u>

P397 ・とらの巻 37 項目の表記	
訂正前	訂正後
〈事後届出制の手続〉	〈事前届出制の手続〉